

1. 件名：東海再処理施設の廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和元年12月19日(木)10時30分～12時10分
3. 場所：原子力規制庁9階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

田中安全審査官、有吉主任技術研究調査官、小舞管理官補佐、堀内安全審査官、  
内海研開炉係長、佐々木技術参与

長官官房 技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門

野島技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

再処理廃止措置技術開発センター センター長 他3名

## 5. 要旨

○原子力機構から、東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画の変更認可申請書（※1）の提出があり、概要について説明があった。

○原子力規制庁より、以下の内容を伝えた。

- ・本申請における安全対策に係る記載については、実施する対策のみの説明であり、その対策に至る地震、津波等による影響評価の結果内容の記載がない。
- ・また、事故対策を含めた安全対策の妥当性について、対策が実行可能であることを示す根拠として、科学的・技術的な成立性が確認できないため、現状の申請書の記載では、各対策の内容の妥当性の審査を行うことができない。
- ・よって、本申請の内容全般について、今後、安全対策の前提となる評価結果、対策の有効性について定量的な説明を行い、対策の内容の妥当性を説明すること。
- ・特に、HAW施設における安全対策の妥当性については、地震、津波の影響がある上での内容であることから、科学的・技術的な成立性が確認できるよう説明すること。
- ・また、新たに追加する事故対処設備は、昨日（12/18）面談を行った低放射性廃棄物処理技術開発施設（LWTF）に係る変更申請に対する指摘と同様、性能維持施設としての位置付けを明確するため、設備名称、要求される機能、維持すべき期間など必要な内容を申請書に記載すること。

○原子力機構より、承知した旨返答があった。

## 6. 配付資料

資料1：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請について

※1：規制法令及び通達に係る文書（令和元年12月19日）「日本原子力研究開発機構から核燃料サイクル工学研究所再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/170000006.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/170000006.html)